

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年6月21日閣議決定）等において、地域医療構想の実現に向け、民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促すこととしている。</p> <p>地域医療構想の実現に向けては、医療機関の再編を伴う急性期機能の集約化や病床機能の再編が必要となる場合があるが、入院患者調整による減収や新たな経済的負担が発生する。</p> <p>地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組であって、特に公益性の高い場合について、地域の医療機関の再編に伴う経済的負担を軽減することで、より一層の地域医療構想を推進する必要がある。</p> <p>・ 特例措置の内容 医療介護総合確保法に規定する認定再編計画（当該医療機関が所在する市町村の合意を得たものに限る）に基づく医療機関の再編であって特に公益性の観点から必要性の高い場合、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）に取得した建物のうち、新築または増築したものについて、当該資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった翌年度から3年度分の課税標準の価格を1/2とする。</p>		
関係条文	〔 医療介護総合確保法第12条の2～第12条の10、租税特別措置法第80条の3 〕		
減収見込額	[初年度] ▲0.0 （ － ） [平年度] ▲70.8 （ － ） [改正増減収額] － （単位：百万円）		
要望理由	<p>(1) 政策目的 病床機能の分化・連携に伴う、地域の医療機関の再編により建物の取得が行われた際に、固定資産税の軽減措置が受けられることにより、より一層の地域医療構想の推進が図られる。</p> <p>(2) 施策の必要性 再編を含む病床機能の分化・連携を税制で支援することにより、医療機関の自主的な取組を促し、2025年における地域医療構想のより一層の推進と実現を図る。</p>		
本要望に対応する縮減案	－		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
	政策の達成目標	病床再編等に係る負担を軽減し2025年における地域医療構想の実現を図る。 新経済・財政再生計画改革行程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議）の記載に基づき、地域医療構想調整会議で合意した2025年（令和7年）における病床数に対する実際に増減された病床数の割合を2025年度中に100%とすることを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年
	同上の期間中の達成目標	地域医療構想調整会議で合意された再編等により、医療機関における病床の機能分化・連携の取組を進める。新経済・財政再生計画改革行程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議）の記載に基づき、重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合を令和5年度末までに100%、地域医療構想調整会議の開催回数を2024年度末までに約2,000回をそれぞれ段階的な目標として設定する。
	政策目標の達成状況	本年3月に地域医療構想の進め方に関する通知を発出し、2022年度及び2023年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととともに、今後全ての都道府県に対して重点支援区域の申請の意向を確認することとしている。重点支援区域については4月時点で18区域選定したところであり、医療機関における病床の機能分化・連携の取組につながっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	年間5件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地域医療構想の実現への過程において、公立・公的医療機関と民間医療機関に対して等しく再編を促していくためには、税負担においても可能な限り公平性を失うことがないようにする必要がある。加えて、医療機関の再編に伴う資産の取得について、登録免許税及び不動産取得税に加え、固定資産税も軽減することにより、民間医療機関の経済的負担が軽減され、地域にとって最適な機能を有する民間医療機関の再編に関する議論及び再編の実施が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においては、①医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した土地又は建物に関する登録免許税の税率軽減措置の延長、②地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等に伴い取得した建物等に係る特別償却制度の延長を要望している。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「病床機能再編支援事業」 （要求内容）病床削減や再編時に入院患者調整等により減収となる中、過配置となる人員の給与、病院間の給与水準の調整等、一定の期間対応を要する財政上の阻害要因を緩和するため、病床の削減規模及び再編規模に応じた支援を行う。 （総事業費）195億円程度
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	病院再編時の財政上の減収分を上記予算で補填し、不動産にかかる固定資産税に係る経済的負担に対しては本要望により軽減を行う。

要望の措置の 妥当性		<p>固定資産税は、固定資産の所有に着目した市町村における基幹的な税であるため、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編のうち、以下を満たすことを要件としており、市町村の意向等を踏まえた地域医療構想の推進に資する措置となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該医療機関が所在する市町村の合意を得た認定再編計画である場合 ・特に公益性の観点から必要性の高い場合 ・取得した建物のうち、新築または増築した場合
税負担軽減措置等の 適用実績	—	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—	
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—	
前回要望時の 達成目標	—	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—	
これまでの要望経緯		<p>令和3年度 創設 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設 （登録免許税の軽減措置の創設）</p> <p>令和4年度 創設 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設 （不動産取得税の軽減措置の創設）</p>